

中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 茂木 敏充

### 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱（案）

#### （通則）

第1条 中心市街地再興戦略事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

#### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年経済産業省令第83号）の定めによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、地方公共団体を除く、第4条に規定する事業を実施する民間事業者、まちづくり会社又は組合等をいう。
- (2) 「民間事業者」とは、企業又は団体で、定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者をいう。
- (3) 「まちづくり会社」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。
  - ① 地方公共団体又は(4)①から⑦までのいずれかに規定する者が出資をしていること。
  - ② 定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること。
- (4) 「組合等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
  - ② 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
  - ③ 商工会議所、商工会又は商工会連合会
  - ④ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会
  - ⑤ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第8条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会、同第72条の3に規定する農事組合法人又は同第73条の15に規定する農業協同組合中央会
  - ⑥ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合
  - ⑦ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に第9条に規定する森林組合、同第93条に規定する

生産森林組合又は同第101号に規定する森林組合連合会

⑧ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

⑨ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（交付の目的）

第3条 この補助金は、補助事業者が行う第4条に掲げる事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助することにより、中心市街地等の商業等の活性化に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第4条 経済産業局長（沖縄県においては、「内閣府沖縄総合事務局長」。以下同じ。）は、補助事業者が行う別表に掲げる下記の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として経済産業局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）調査事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査分析事業。

（2）先導的・実証的事業（施設整備事業）

調査事業の結果（同等程度の調査を別に実施している場合は、当該調査結果を含む。以下同じ。）を踏まえ、中心市街地活性化法第9条に規定する内閣総理大臣が認定した基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づき実施される施設等の整備事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

（3）先導的・実証的事業（施設整備以外の事業）

調査事業の結果を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される事業（施設等の整備事業を除く。）であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

（4）専門人材活用支援事業

中心市街地活性化に向け、補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘等の事業。

（補助率等）

第5条 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の下限額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を所管の経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子申請等）

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、

第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条第2項の規定に基づく実施契約締結の届出、第13条第1項の規定に基づく権利の譲渡若しくは承継の承諾の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の4第1項の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に経済産業局長宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 経済産業局長は、第1項の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条第1項の規定に基づく承諾、第14条の規定に基づく指示又は第22条第3項の規定に基づく承認について、補助事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。
- 4 経済産業局長は、第10条第2項の規定に基づく閲覧要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第21条第4項の規定に基づく納付命令（第22条第5項において準用する場合を含む。）について、補助事業者が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

#### （交付決定の通知）

第8条 経済産業局長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 第6条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでは通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 経済産業局長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### （申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に様式第3による交付申請取下届出書を経済産業局長に提出しなければならない。

#### （補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と

明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、所轄の経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### （計画変更の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - ② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- （3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （4）補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- 2 経済産業局長は、前項による計画変更承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、様式第5により計画変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 3 経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### （契約等）

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般的競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業局長に届け出なければならない。

#### （債権譲渡の禁止）

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 経済産業局長が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 経済産業局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡債権額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 経済産業局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく当該事故の原因及び状況並びにこれに対する措置を記載した様式第6による事故報告書を経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を経済産業局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第1項第3号の規定に基づき補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を経済産業局長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、経済産業局長は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 経済産業局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場

合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による請求書を経済産業局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに経済産業局長に報告しなければならない。

2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 経済産業局長は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 経済産業局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込ま

れるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書を経済産業局長に提出してその承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、財産の処分による収入金があったときは、遅滞なく様式第15による財産処分収入金報告書を経済産業局長に提出しなければならない。
- 5 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業実施効果の報告等)

第23条 補助事業者は、事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業に係る中心市街地における活性化の効果について、様式第16による補助事業実施効果報告書により、所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 経済産業局長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の効果が第6条の交付申請の際に想定された事業効果等と比べ、十分でないと認めるときには、当該補助事業における中心市街地活性化効果や施設利用実績等の状況を踏まえ、その改善のため指導・助言を行うことができる。

(収益納付)

第24条 経済産業局長は、取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認められる場合には、補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当等する金額を国に納付すべき旨を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成26年〇〇月〇〇日から施行（適用）する。

(別表)

補助事業の区分	補助事業		補助率	下限額
	補助対象経費の区分	補助対象経費		
(1) 調査事業	謝金	謝金	補助対象経費の 3分の2以内	下限: 100 万円
	旅費	旅費		
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費		
(2) 先導的・ 実証的事業（施 設整備事業）	謝金	謝金	補助対象経費の 3分の2以内	下限: 100 万円
	旅費	旅費		
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設整備費（施設や設備等の建設又は取得に要する経費であり、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）、土地借料（複数の区画を一括して借り上げ、一体的に管理・運営を行う場合に限る。）、内装・設備・施工工事費、既存施設の撤去に係る経費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費		
(3) 先導的・ 実証的事業（施 設整備事業以 外）	謝金	謝金	補助対象経費の 3分の2以内	下限: 100 万円
	旅費	旅費		
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費		

(4) 専門人材 活用支援事業	謝金	謝金	補助対象経費の 3分の2以内	下限: 100 万円
	旅費	旅費		
	委託費	委託費		